

## 高 齢 者 在 宅 福 祉 サ ー ビ ス の ご 案 内

サービスなどの名称	対象者およびサービス内容	申請窓口
生きがい対応型 デイサービス ※愛称名 「さわやか ぴんしゃんクラブ」	比較的元気な65歳以上の在宅高齢者（要介護または要支援の認定を受けている方は除く）が対象で地元の施設を活用して、教養講座、手芸、軽スポーツなどを実施します。 ■月1回の実施で、当日は昼食代として600円が必要	JA福祉センター ☎380-1102
国民宿舎 「裏妙義」 利用助成	市内の65歳以上の高齢者に対して利用料の一部を助成します。 ■宿泊: 1人1泊3,000円を助成（年2回を限度） ■休憩: 1人1回1,000円を助成（年5回を限度）	国民宿舎 「裏妙義」 ☎395-2631
福祉車両の貸出	車椅子を使用する要援護高齢者や身体障害者を乗せて通院や買い物に出かけるための福祉車両を貸出します。 ■ガソリンを満タンにして車両を返却	社会福祉協議会 本所☎382-8397 支所☎393-3948
日常生活用具 給付等	日常生活に支障のある在宅高齢者を対象に、在宅生活の維持や介護者の負担軽減を図ります。（介護保険の給付が可能なのは除く） ■貸出 車椅子やベッド（ベッドの運搬は有料） 65歳以上の在宅高齢者であって、防火などの配慮が必要な1人暮らしの方が対象です。（対象者本人の所得税額による制限あり） ■給付 電磁調理器または自動消火器	
老人おむつ サービス	65歳以上の在宅高齢者であって、寝たきりまたは認知症で常時失禁状態にある方が対象です。 ■対象者の所得税額により、紙おむつの給付限度が異なります。 ■入院や短期入所等で在宅を離れると、休止又は廃止します。	☎介護高齢課 (☎内線1181)  ☎保健福祉課 (☎内線2151)
老人住宅改造 補修費助成	65歳以上の在宅高齢者で介護保険の認定を受けている方が、在宅生活の維持のために住宅を改造・補修する場合に助成します。（増築の場合は対象外） ■生計中心者の所得税額による制限あり ■助成は対象工事費の6分の5の額（50万円を限度）	
はり、きゅう、 マッサージ助成	70歳以上の高齢者が市と契約している施術所で「はり」、「きゅう」、「マッサージ」の施術を受ける場合に助成します。 ■申請により割引券を交付（年6枚が限度） ■ただし、対象者の所得税額により交付制限あり	
布団乾燥・ 丸洗いサービス	65歳以上の在宅高齢者であって、寝たきりまたは虚弱な1人暮らしの方が対象です。 ■所得に応じた費用の負担あり	
介護用 車両助成	65歳以上の在宅高齢者で、要介護1以上の認定（要支援の認定の方は除く）を受けており、車椅子の使用が見込まれる方を乗車させる介護用車両の購入または車両を改造する場合に助成します。 ■助成は対象改造費の3分の2の額（100万円が限度）	
配食サービス	65歳以上の在宅高齢者であって、単身世帯、高齢者のみの世帯、日中独居となる世帯で、食事の調理が困難な方が対象です。 ■利用は昼食について週5回以内（利用者負担あり）	
タクシー 利用券助成	タクシー以外の交通機関を利用することが困難な高齢者等を対象にタクシー料金の一部を助成します。 ■お住まいの地域（安中地域、松井田地域）により申請窓口が異なりますのでご注意ください。	
緊急通報 装置設置	65歳以上の在宅1人暮らしなどの高齢者であって、健康状態や身体状況などの理由により日常生活に支障があるため緊急時の対応に不安のある方が対象です。（家族や協力者を緊急連絡先として登録） ■固定電話の回線を使用して装置を設置	
在宅訪問 理美容サービス	65歳以上の在宅高齢者で、要介護4または5の方、あるいは要介護3以下の外出困難者で家族が高齢などで支援を得られない方が対象です。 ■理美容組合の協力店が自宅を訪問してカットを実施 ■申請により利用券を交付（年4枚が限度）	

問合せ▶☎介護高齢課高齢者対策係（☎内線1181）・☎保健福祉課健康介護係（☎内線2151）